

令和3年第3回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和3年9月14日(火)

東洋町議会

余 白

令和3年第3回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和3年9月14日(火) 午前9時00分宣告

出席議員 (8名) 議長 西岡 尚宏 君 副議長8番 福島 登 君
2番 高島 俊彦 君 3番 小松 熙 君
4番 武山 裕一 君 5番 小野 正路 君
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	長崎 正仁 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	北川 晃彦 君
総務課長	生松 克祐 君
税務課長	田岡 いずみ 君
住民課長	築地 仲音 君
産業建設課長	小池 昭平 君
教育次長	大坪 靖幸 君
地域包括支援 センター事務局長	近藤 真人 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	伊吹 真貴博
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 2番 高島 俊彦 君 3番 小松 熙 君

令和3年第3回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

令和3年9月14日(火) 午前9時開議

- | | | |
|---------|-------|--|
| [日程第1] | 認定第1号 | 令和2年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第2] | 認定第2号 | 令和2年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第3] | 認定第3号 | 令和2年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第4] | 認定第4号 | 令和2年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第5] | 認定第5号 | 令和2年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第6] | 認定第6号 | 令和2年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第7] | 認定第7号 | 令和2年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第8] | 認定第8号 | 令和2年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第9] | 認定第9号 | 令和2年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第10] | 承認第5号 | 専決処分事項「令和3年度東洋町一般会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて |

- [日程第11] 議案第25号 東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについて
- [日程第12] 議案第26号 令和3年度東洋町一般会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第13] 議案第27号 令和3年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第14] 議案第28号 令和3年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第29号 令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第16] 議案第30号 令和3年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第17] 議案第31号 東洋町過疎地域持続的発展計画の策定について
- [日程第18] 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- [日程第19] 議員派遣について
- [日程第20] 閉会中の継続審査・調査の申し出
(1)総務教育民生常任委員会
(2)産業建設常任委員会
(3)議会運営委員会
- [日程第21] 一般質問

議事のでんまつ

議長

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、定足数に達しております。

これより、令和3年第3回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間：9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、決算認定9件、専決補正予算1件、条例1件、補正予算5件、その他1件、発議1件、議員派遣1件、閉会中の継続審査・調査の申し出1件の計20件、それと一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

9月9日に、決算審査特別委員会を開催し、その報告書が届いております。また、本定例会で付託を受けた3件の意見書の取り扱いについて、総務教育民生常任委員会委員長から報告があり、辺野古新基地建設中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書は、不採択。

次に沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書は、不採択。

次にコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は採択との報告でありました。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

ここで令和2年度歳入歳出決算書について、訂正の申出がありましたので、これを許します。

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

おはようございます。すみません、決算書に訂正がございますお詫び申し上げます。訂正箇所は決算書の187ページでございます。そのページは差し替えができていなくて段がずれておりました。また繰越明許費の金額が差し替え前の金額となっております。これにより差し替え箇所が複数ございますので後日また決算書を差し替えした冊子をお渡しいたします。大変申し訳ございませんでした。ちなみにですね、繰越明許費の額がですね9億9567万6443円という金額になります。訂正いたします。お詫び申し上げます。

議長

(西岡 尚宏 議長)

以後は気を付けてください。

以上で説明が終わりました。

日程に入ります。日程第1認定第1号令和2年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

質疑について、本会議で提出された全ての議案に対し、1人30分以内、答弁時間も30分以内とし、一問一答方式で行います。

また、議会会議規則第54条の規定により、発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないことになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により、注意し、なお従わない場合は、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を禁止、または議

決算審査特別委員会委員長

場外への退去を命じます。

なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は議員の質疑に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発言の上、挙手願います。

これらのほか、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分気をつけてください。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

小松 決算審査特別委員長。

(小松 熙 決算審査特別委員長)

一般会計決算の認定について、決算審査特別委員会より報告いたします。

9月9日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた令和2年度東洋町一般会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑、答弁の主な内容を報告いたします。

なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。

まず、歳入では、高齢者住宅使用料50万4300円の数については、令和3年3月末で、3名であることなどの質疑、答弁がありました。

続いて、歳出の総務費では、町有林森林保険料663万2486千円については、保険料10年間分、対象面積は185ヘクタールである。

次に、税務費では、安芸広域租税債権管理機構負担金467万7514円(469万7514円)については、令和2年度の引受総額は、6744万1919円、収納額は1130万4780

円、引受件数は26件、完納件数10件である。

次に、民生費では、自治体窓口証明発行機リース解約金84万8048円については、野根・甲浦郵便局に証明用のファックス、コピー機があり窓口業務が令和2年10月30日に終了したため、解約したものである。

次に、衛生費では、猫不妊手術補助金8万8千円については、11件分である。

次に、農林漁業費では、伐倒駆除委託料19万3600円については、松食い虫の防除で、場所は白浜と生見である。

次に観光費では、甲浦港海岸緑地公園施設賠償責任保険料3万6040円については、緑地公園内でケガをした場合の保険である。

次に、土木費では、道路橋梁点検業務委託料1816万1千円については、高知県建設技術公社が県内の事業を一括発注し、45橋分である。

次に、消防費では避難所の資機材購入費219万9450円については、各避難所への間仕切りの購入である。

最後に、教育費では、体育館非構造部材調査改修設計委託料297万円については、甲浦小・野根小・野根中の体育館で照明、天井、バスケットゴールなどの調査、改修の設計委託である。

などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、今宮、小野、武山、高畠、福島委員の5名、反対は、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。 お諮りいたします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(議席より異議なしとの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 これより討論を行います。</p> <p>討論は、議題となっている問題に対する、自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。 まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>一般会計決算に対する反対討論を行います。何点かございますのでよろしく願いいたします。</p> <p>まず1番目に65ページ、弁護士費用や職員人件費の不当支出への反対討論として討論させていただきます。</p> <p>違法・不当な理由での議員処分や著作権侵害事件を起こしながら、謝罪すれば許すという要請を4回も拒否したために、現在裁判となっております。しかし、その裁判に関わる弁護士費用39万6千円や、裁判に関わる職員の人件費・旅費など経費の全てが住民血税で賄われております。謝罪すれば何もなかった事件を非を認めず、謝罪を拒否したため、不要な住民血税が無駄遣いされているのであります。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>田島議員。その討論はなんですか、特別委員会でそれは顧問弁護士の費用と言うたでしょう。あなたの言うなにかに使われたって顧問弁護士の費用ですのでそれは関係ないと思います。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>決算の中に入れてれば全部入るんじゃないですか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>顧問弁護士ということですから。あなたが今言いよるのはその裁判に対して違法なことで使うみたいない言い方ですのでそれはちょっと困ります。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>それも入ってるんですよ全部。著作権侵害やそういうのも全部入ってるんですこの中に。この39万6千なんぼに。違いますか。そういう説明受けましたよ。この費用が何かと聞いたときに執行部からそれは今やっている裁判の分ですと。こう聞いております。今現在3つの裁判やってるんですからね。その費用だからということ言っております。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>顧問弁護士費用…</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>だからこうした不要で不当な経費の支出は…</p>

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>田島さん。そういう答弁はしてませんよ。顧問弁護士費用として答弁をしちゅうはずです。自分も今聞いたけんど。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>まあ、なんですか。</p> <p>(執行部自席より発言あり)</p> <p>してなかったらなんで費用がいるんです。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>それは顧問弁護士費用ですから・・・田島さん。</p> <p>田島さん。自分で勝手に執行部にものを言わんように。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>向こうが言うて来よるんやけど。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>顧問弁護士費用としてと皆さん議員さんも聞いております。そういう説明があったと思います。それを田島さんが言うようにそういう風にこじつけて言うのは私は思いますが皆さんどう思いますか。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>顧問弁護士…</p> <p>(議員自席より発言あり)</p>

議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>30何万、30何万、30何万</p> <p>いやいやそれは私が皆さんに聞いたんやき。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>いや違うなあ、発言を今ね、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>いや私が聞いたきに言うたんです。それは</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>手を挙げて・・・もういっぺん言わせてください。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>いらんことを言わないでください田島さん。</p> <p>もうあなた何回も同じ議会で何回も何回も同じことやってもっと成長してください。もうこっちはしんどうてやれんですよ、もう同じことばかり何回も何回ももう。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>かまいませんか、言って。かまいませんか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>そんないらんことやらないで、やってください。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>私はこれ討論してるんですよ。</p> <p>それを議員席から勝手に発言して妨害することに対してうちが意見言うことがどうしていけないんですか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>妨害じゃないでしょ。あなたの言よることが間違っておるから私がそれを注意しゆうんであって妨害をしゆうんではありません。田島さん、もうこれ以上勝手な発言はしないでください。</p> <p>(議員自席より発言あり)</p> <p>どうぞ田島さんやってください。</p> <p>その今のことはやめてくださいよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>2つ目に入ります。ふるさと納税の経費の不明朗に対する反論をさせていただきます。</p> <p>寄付金総額は9450万円ありますが、その返礼品の額は47.5%の4487万円計上されております。これは前回指摘された、国の規定の30%以内を大きくオーバーしておりますが、なぜ規定を守らないのか。国の規定に違反した運営では、今後の処分をされる恐れがありますので反対討論としておきます。</p> <p>3つ目です。野根川再生計画NPO委託料、合計1597万円の不明朗支出への反対討論です。このNPO事業は5年目を迎えておりますが、野根川再生、町活性化への活動及び成果が全く見えていません。さらに、公開が義務付けられている資料の開示拒否や受け取り拒否など、計画書やその事業結果報告資料もまとも</p>

なものが公開されていません。町が作成したものは出ておりますけれども。こうした必要のない事業や費用対効果、町活性化の実態と成果の見えない事業への住民血税の支出の決算認定には賛成できません。よって反対討論とします。

4番目。コロナ感染症対策避難所確保購入費として2089万円の出ておりますが、この不当性について反対したいと思えます。町は、コロナ感染者の自宅待機を無くすために、マンション2棟15室を、国の交付金1500万円を受けて、土地代を含めて2089万円で購入しました。しかしその目的を履行せず、現在月額約46万円の家賃で貸し出し、収入を得ています。これは国費に対して言い方悪いですが、詐取したと、こうとられても仕方ないと思えます。今後どうするかは、来年3月までに県へ返事することになっておりますが、こうした目的外使用のマンション購入決算には賛成できません。速やかに、目的であるコロナ感染者の自宅待機を防ぐための避難所とすべきであって、決算認定には反対して討論とします。

議長

(西岡 尚宏 議長)

田島議員。その詐取という言葉は

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

あ、詐取か。了解。詐取は訂正します。

議長

(西岡 尚宏 議長)

ちょっと待ってください。福島君何でしょう。

(福島議員よりその搾取という言葉はとの発言あり)

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

搾取じゃないで、詐取と言ったんでうちは。

搾取じゃない。うん、それはあれしますので。

5 番目。コロナ対策交付金合計 2 億 5 0 9 8 万円の使用目的の疑問点について反対討論といたします。

野根忠霊塔修繕費や清掃委託料など、また町職員共済組合への負担金、学校などに対する経費など、全くコロナ対策に関係しないような事業や機材の購入に使用されております。これは国民血税の違法・不当な収得ではないのでしょうか。マンション購入費同様、返還命令が出たらどうするのか。こうした、血税を間違っ
て受け取るようなこういう決算には議員として到底賛成できません。よって反対討論といたします。これは 5 つ目です。

6 つ目になります。避難支援プランの作成費用、合計 2 0 7 万 8 千円の不要性について反対します。

支援の必要な方が 7 0 人おりますと特別委員会で説明があったと思います。それに対する支援する側の人数がはっきりと明言されませんでした。また誰が誰を支援するかのマンツーマンの具体的なプランも出来ていないということです。つまり、7 0 人支援してあげなければいけない方がおるのに、まだそれを支援する方の人数がわからない。こういうことでは結局プランが作成できないわけです。そういう状態がこの 6 年 7 年ずーっと続いているんです。令和 2 年度そういうことでした。何べん言ってもわかっていただけないので反対討論としますが、さらにその資料自体が非公開となれば、いざの時にどう対応するのか。こうした実行不

可能な事業計画に町の高額資金がつぎ込まれている無駄に対して、厳しく反対して討論とします。これが6つ目です。

7つ目に、シルバー人材センター補助金265万円の用途について反対討論します。住民さんからもっと安くないかというような苦情がたくさんあがっております。本来シルバーは、定年退職者や現役を引退した人らが、余った時間で高齢者や一人暮らしの女性など、体力的・経済的弱者の方たちにその労力や技術を提供して、支援することにあつたはずで、最低賃金の時給で、現場についた時間から計測し、各種手数料は町補助で賄うように改善して互いに助け合う体制にしなければ、これはこのままでは前進もありません。もっと利用が増えるように考えて、その改善も含めてこの決算に反対いたします。

最後になります、8番目。町有財産目録に野根冷凍施設が記録されていないことについて反対討論とします。

3500万円もかけて設置した冷凍施設が、町有財産として登録されていないことは権利放棄したのか。こうした財産目録不記載には賛成できない。よって反対討論といたします。

以上、8項目です。

(西岡 尚宏 議長)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

次に、反対者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議長

これより、認定第1号令和2年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。

委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

9月6日に開催されました議会運営委員会において、決算審査特別委員会からの各特別会計歳入歳出決算の審査結果報告は、8件を一括報告とすることに決定をしておりますが、これにご異議ありませんか。

(議席より異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第2、認定第2号、令和2年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件から、

日程第9、認定第9号、令和2年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件の決算審査結果を、この際一括報告といたします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

小松 決算審査特別委員長。

決算審査特別委員

(小松 熙 決算審査特別委員長)

会委員長

決算審査特別委員会より報告いたします。

9月9日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた令和2年度特別会計決算8件について審査を行いました。

なお、質疑の詳細については、報告書をご参照下さい。

はじめに令和2年度住宅新築資金特別会計決算の認定について、報告いたします。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、今宮、小野、武山、高畠、福島委員の5名、反対は、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

次に令和2年度国民健康保険特別会計決算の認定について、報告いたします。

質疑、答弁の主な内容は、医療給付金分37万5298円などの過年度分については、催告書を通知している。また、連絡が付かない場合は差し押さえも行っている。不納欠損の処理は生活保護者や生活困窮者、収監などを対象にしている。などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成全員をもって原案のとおり可とすることに決しました。

次に令和2年度介護保険特別会計決算の認定について、報告いたします。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、今宮、小野、武山、高畠、福島委員の5名、反対は、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

次に令和2年度介護サービス特別会計決算の認定について、報告いたします。

質疑、答弁の主な内容は、ホームヘルプサービス事業自己負担

金 6 4 万 9 2 円については、サービスの利用時間、回数によって変わってくる。基本的には費用全体の 1 割負担である。

などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、今宮、小野、武山、高島、福島委員の 5 名、反対は、田島委員の 1 名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

次に令和 2 年度下水道特別会計決算の認定について、報告いたします。

慎重に審査した結果、本案については、賛成全員をもって原案のとおり可とすることに決しました。

次に令和 2 年度簡易水道特別会計決算の認定について、報告いたします。

質疑、答弁の主な内容は、水道使用料の収入未済額 2 4 7 万 8 2 8 0 円や不納欠損額 8 4 万 2 7 1 0 円については、生活保護受給者や転出して行き先が不明などの積み重ねになっている。

などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員をもって原案のとおり可とすることに決しました。

次に令和 2 年度観光施設特別会計決算の認定について、報告いたします。

質疑、答弁の主な内容は、歳入が減少しているが、何か努力をされているのかについて、コロナ禍により全体的に収入が減っている。

などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成全員をもって原案のとおり可とすることに決しました。

議長

次に令和2年度後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について、報告いたします。

慎重に審査した結果、本案については、賛成全員をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏 議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

日程第2、認定第2号、令和2年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか

(議席よりなしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第2号、令和2年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。

委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第3、認定第3号、令和2年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(議席より異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第3号、令和2年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであ

ります。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第4、認定第4号、令和2年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第4号、令和2年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。

委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を

求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第5、認定第5号、令和2年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(議席より異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第5号、令和2年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第6、認定第6号、令和2年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありますか。

(議席よりなしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありますか。

(議席よりなしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第6号、令和2年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。

委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。

た。

日程第7、認定第7号、令和2年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第7号、令和2年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。

委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第 8、認定第 8 号、令和 2 年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第 8 号、令和 2 年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。

委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第 9、認定第 9 号、令和 2 年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

(議席より異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第9号、令和2年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。

委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第10、承認第5号、専決処分事項令和3年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第5号、専決処分事項令和3年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第11、議案第25号、東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第25号、東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第26号、令和3年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたのでこれを認めますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分に気をつけてください。

7番、田島 毅三夫君質疑を始めてください。

(田島 毅三夫 議員)

それでは9月議会一般会計補正予算第2号について何点か質

7番議員

	<p>疑させていただきます。</p> <p>まず1点目です。ワーキングホリデー補助金49万5千円が出ておりますけどもこの内容について</p> <p>(立つ場所が違うとの指摘あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>田島議員。立つところが</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>もっとはよ言ってくれ。</p> <p>すみません、質疑に真剣になってたもんで、すみませんでした。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>そのいらんことは言わんでかまん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>1番、ワーキングホリデー補助金49万5千円の内容を聞くということで、お聞きします。</p> <p>この事業は他町から1人30日限度で5人分雇用して、種々の活動をしてもらおうと聞いております。専門的な特殊な仕事をしてもらうのか。町内住民さん雇用で確保できない人のために人として来てもらうのか。人材不足のフォローのためか。仕事の内容と事業目的、雇用理由をお聞きしたいと思います。1点目です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>

産業建設課長

(小池 昭平 産業建設課長)

それでは、田島議員の質疑にお答えします。

ワーキングホリデー補助金ですが、ワーキングホリデーで東洋町に来た人がですね宿泊する必要がある場合は、今までした仕事先の家庭へ泊まるか、旅館や民宿などに宿泊していただいて、その宿泊代を支払って泊まる必要があったため、本年度からその宿泊代に対し、1泊3300円を上限として、最長30日分を補助をしようとするものでございまして、県2分の1の補助となっています。

田島議員の言われる内容とは違いますのでご理解していただきますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長

(西岡 尚宏 議長)

7番、田島 毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

あなたから説明受けたとおりに言うつもりですけどもね。

そうであればこの町外人材、ちょっと最初言葉が聞きにくかったんで再問みたいになります。もういっぺんお願いしたいと思えます。こうした町外人材をそのまま返すということですかね、そういうことになれば。30日おってその間今言う寝起きするところを確保してあげると。対応してあげると。そのことをこちらでなにをするのか。今言うそこのところを答弁がちょっと聞こえなかったもので、もう一度はっきりとこの仕事の内容とか事業目的とかそういうところのこういう理由等をもう少し詳しく教え

<p>議長</p>	<p>てもらえませんか。お願いします。</p> <p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>田島さん。自席へ戻るときは戻ってごちゃごちゃ言わんとって ください。小池産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>それでは田島議員にお答えします。</p> <p>今回の補助金につきましては、ワーキングホリデー、田島議員 もご存じだと思いますのでワーキングホリデーの中身は省略さ せていただきますが、ワーキングホリデーで東洋町に来られた方 がですね、こちらに泊まりますよね。何日か。それで泊まる場合 にですね、現在宿泊施設へ泊まる場合は自己負担で支払って泊ま るようになってると思うんですが、その宿泊費に対して町が補助 しようとするものでございますので、雇用とかどういう目的とか いう仕事の内容はこの補助金には関係ございません。以上でござ います。よろしいでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7番、田島 毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>2つ目の質疑かまいりますか。</p> <p>安芸広域租税債権管理機構への追加負担金が118万円計上 されてました。増額理由をお聞きしたいということでお聞きしま す。広域連帯である機構のですね不足分の追加と説明を受けまし</p>

<p>議長</p>	<p>たが、町負担が合計 8 1 9 万円となります、これ追加しましたらね。この町負担の割合が大きくなっているということについて、原因と言いますか、理由と言いますか、お聞きしたいと思います。</p> <p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>田岡税務課長。</p>
<p>税務課長</p>	<p>(田岡 いずみ 税務課長)</p> <p>私の方から田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>今回、補正予算として安芸租税債権管理機構負担金 1 1 8 万 2 千円の計上を行っております。安芸租税債権管理機構負担金につきましては当初予算で 5 7 0 万 1 千円の予算となっておりますので、今回の補正金額と合わせると 6 8 8 万 3 千円となります。田島議員のご質問に記載をされている合計金額 8 1 9 万円は付加徴収費全体の金額になります。増額の理由としましては、各市町村の移管案件数が当初見込みより減少したことが主な原因となっております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7 番、田島 毅三夫君。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>金額の間違えは申し訳ありません。</p> <p>3 番目の質疑に移ります。車両購入費 1 7 5 万円の利用対象、内容を聞くということでお聞きしたいと思います。高齢者用に対応できる車両と聞いておりますけれども、具体的にどのような利</p>

<p>議長</p>	<p>便のある車か、またどのような人をどのような時に乗せてあげるのか、何人乗れるのかお聞きしたいと思います。</p> <p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>近藤地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>この車両購入は、後期高齢者の保険事業実施のために職員が利用するもので、住民が乗車することは想定しておりません。4名乗車の車両を購入する予定でございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7番、田島 毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>タクシー自動車じゃないということですね。どこで間違えたんですかねこれは。わかりました了解。4番目の質疑に入ります。海陽町内保育所への追加委託料245万円の内訳についてお聞きしたいと思います。海陽町の保育園に入所する5人分の委託料と聞いておりますけれども、この補正の結果、当初計上予算と合わせていくらの委託金額になるのか、合計額をお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>近藤地域包括支援センター事務局長。</p>

<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。当初予算の418万2千円と今回の補正予算244万7千円と合わせまして662万9千円となります。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7番、田島 毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そういう金額ということで聞きました。再問お願いしたいと思います。この金額は5人で664万円、これは東洋町の場合にも2つの保育所がありますがそちらの方には同じような向こうの県外を離れたとこの遠隔地の保育所に対する支援と町内のものの支援との差額はあるのでしょうか。お聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>近藤地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長)</p> <p>田島議員の再問にお答えします。園児1人当たりの保育費用につきましては、地域保育園の利用定員、保育の必要時間、園児の年齢により、国が定める公定価格で細かく定められております。この公定価格に基づいて算定しております。なお、海陽町と東洋町の差につきましては、保育園の利用定員が東洋町の方が少ないので1人当たりの単価は高くなります。以上でございます。</p>

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7番、田島 毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そういうことであれば、向こう言ってもらう方が助かるということですか。ちょっとごめんなさい。</p> <p>それでは5番目の質疑に入ります。釣り人への看板の制作・設置費用の補助金として20万円が計上されました。この内容をお聞きしたいと思います。まずどのような内容の看板を、何枚、どこへたてるのかまずお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>それでは田島議員にお答えします。看板設置の補助金ですが、甲浦漁協が小型のあおりイカを保護するために看板を設置しようとする事業に対しまして、3分の2を補助をするものでございまして、設置場所ですが今回場所はまだ決定しておりませんが、甲浦港付近や磯端など10ヶ所への設置を予定していると聞いております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7番、田島 毅三夫君。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再問させていただきます。昔フェリーが来ていましてね、岸壁なんかね、たくさん磯も釣り客がおりましたが、次第次第減っております。今寂しくなっておりますが、この看板はどういうことでしょうか、禁漁の看板と、内容を知りたいんですその中身のね。例えばゴミを捨てるなとかいろいろこういうことするなというような看板でしょうか、それともアオリイカを釣ること自体を止めるものなのか、もし漁協の方から聞いていたらお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>看板の中身ですが、漁協からこういった中身の資料をいただいておりますので、すみませんそれを読ませていただきます。注意ということでアオリイカ釣り漁業者の方へお知らせ。東洋町甲浦地先では漁業者がアオリイカの産卵地を設置し、アオリイカの増殖に取り組んでいます。小型アオリイカを保護するため次に記載する期間及び場所においてアオリイカ釣りを控えていただくようお願いいたします。期間を7月1日から9月30日まで、場所を甲浦港内及び東洋町湾岸というふうに記載した看板を設置する予定です。内容はまだ若干の変更はあるかもわかりませんということで聞いております。以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p>

<p>7 番議員</p>	<p>7 番、田島 毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そういうことであれば安心しました。賛成させていただきます。</p> <p>6 つ目の質問に入ります。生見・相間の町道管理委託料 1 1 6 万円の内容を聞くということで 1 点 2 点お聞きしたいと思えます。この場所と委託先、管理内容等をお聞きしたいと思えます。また今回のような天候の不順等によって起こるための管理なのでしょうか。それともずっと今後そこに一定して継続していく委託料なのでしょうか、それをお聞きしたいと思えます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>それでは田島議員にお答えします。生見・相間の町道管理委託料につきましては、生見相間だけではなく町内 5 カ所の町道となっておりまして、管理内容につきましては主に草刈りです。町内の建設業者へ委託する予定としております。また、天候などの緊急によるものではございません。今後継続していくかどうかにつきましては、様子を見て今後判断させていただきたいと思えます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7 番、田島 毅三夫君。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そうならばですね、私の 2 つ目の質疑が局長、止められました が、現町道 5 カ所であれば問題ないんじゃないですか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>田島さん。この質疑はね、取り消してますのでやめてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>相間生見…</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>やめてください。さっきも注意したでしょ。2 回目ですよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>こういう町道管理はこれはどんなんですか、町が点検してから 決めるんですか。それとも住民さんから要請があって決めるん でしょうか。その 1 点だけ教えてください。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>今回の委託料につきましては、あくまでも町道の管理でござい ます。先ほど田島議員が言われましたとおり、住民からの要望に なるものもございませし、町職員が点検して管理が必要と思うと ころの委託も考えてます。以上でございます。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7番、田島 毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>最後の質疑になります。7番、町営住宅管理委託料として10万円が計上されておりますがその内容を聞くということでお聞きしたいと思います。まず1点目に、町営住宅の空き家の管理費用と説明を受けておりますけれども、場所、件数、管理の内容、管理回数などをお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
住民課長	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>今回の補正は、空き家となっている町営住宅において、台風などで差し掛けなどが破損したり、ゴミが出た場合の撤去費用として不足が見込まれるため今回補正計上させていただいております。以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7番、田島 毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>今課長からそういう説明をいただきました。今回の場合は特定</p>

	<p>にした被害と。そしてその住宅の管理費用を取らなくなったからその追加分とこう聞きました。資料的にですね、現在町営住宅は何軒あるんでしょうかね、東洋町に。どれくらいが空き家になっているのでしょうかその内。人口減少の中でその維持管理は大変だと思えます。今後どう対応するのか空き家管理について町の考えをお聞きしたいがどうでしょうか答弁をお願いします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>2番ですね。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>はい、そうです。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>はい。松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸 町長)</p> <p>今回の補正予算額10万円につきましては、先ほどの住民課長の説明で十分でございますので、2番目のご質問につきましては一般質問でお願いしたいと考えております。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>7番、田島 毅三夫君の質疑が終わりました。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(議席よりなしとの声あり)</p>

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第26号、令和3年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は10時20分からです。(休憩時間10時05分)

休憩前に引き続き会議を開きます。(再開時間10時20分)

日程第13、議案第27号、令和3年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑の通告が1件ありましたので、これを認めますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分に、気をつけてください。

<p>7 番議員</p>	<p>7 番、田島 毅三夫君質疑を始めてください。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>介護保険事業特別会計補正予算の第 1 号について 1 点質疑させていただきます。低所得者保険料軽減繰入金、前年度の精算分として 9 5 万 2 千円が計上されておりますがこの内容をお聞きしたいと思います。まず低所得とは、いくらかの収入を言うのか。家族数や借金返済による困窮なども考慮されるのか。また自己申告か、何人分か。コロナ原因など緊急的な困窮も理由になるのかお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>近藤地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>この繰入金は、令和 2 年度の低所得者保険料軽減負担金につきまして精算の結果、不足額が生じたことにより町負担分を追加で繰入するものでございます。お手元に配布しております、第 1 号被保険者の令和 2 年度介護保険料の所得段階区分という A4 1 枚の資料をご覧ください。介護保険料の軽減対象となる方は、所得段階の第 1 段階から第 3 段階に該当する方になります。収入等の要件につきましては表をご参照ください。前年の収入等が基になっておりまして、家族数等、個別事情や新型コロナウイルス感染症等の影響は判断基準とはしておりません。保険料が確定した時点で軽減されますので申告等は不要でございます。対象者は全体</p>

<p>議長</p>	<p>で768人となっております。以上でございます。</p> <p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7番、田島 毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>内容はわかりました。1点だけ言っておきますけども、資料を見て下さいということと言われました今。けれどもこの議会という中でこちらは質問して答弁もらってということは住民さんも聞いているもので、我々は資料もうてるからわかりませんが掻い摘んででもかまいませんがそういう資料の内容を今後気をつけて言っていたきたいと思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7番、田島 毅三夫君の質疑が終わりました。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(議席よりなしとの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(議席よりなしとの声あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。</p> <p>(議席よりなしとの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>

これより、議案第 27 号、令和 3 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 28 号、令和 3 年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第 1 号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 28 号、令和 3 年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第 1 号を定めることについての件を挙手により採決します

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第29号、令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第29号、令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第30号、令和3年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたのでこれを認めますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分に気をつけてください。

7番、田島 毅三夫君質疑を始めてください。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

観光施設事業特別会計補正予算第1号の質疑を一件だけお聞きしたいと思います。駐車場事業費30万円の負担の疑問についてお聞きしたいと思います。500円玉硬貨が変更されたため、駐車場の入場切符機を交換するためのリース機費用代と説明を受けました。それでよろしいでしょうか。こうした駐車場の機器は、私の考えでは会社にリース代を払って年間契約をして機械を設置している、こう聞いておりますがそうであれば機械自体の変更は業者の負担ではないのかということでお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長

(西岡 尚宏 議長)

小池産業建設課長。

産業建設課長

(小池 昭平 産業建設課長)

田島議員の質疑にお答えします。

先ほど田島議員の方から500円玉硬貨が変更されたため、駐

車場の入場切符機を交換するためのリース機費用代ということ
でよろしいでしょうかと言うことですが、予算説明の時にも申し
上げましたが、500円玉硬貨が変更されるのでなくて、11月
から新しい500円硬貨が流通される予定となっております。そ
このところすいません、よろしくお願いします。それとそれに対
応する為にですね、新しく駐車場の精算機を改修しようとするも
のでございます。その上で機器の変更ですが、業者の役割で無い
かということですが、リース会社との契約の中で、物件の維持修
理につきましては町が責任を負うとされていますので、今回の改
修につきましても町で行うようにしております。以上でございま
す。

議長

(西岡 尚宏 議長)

小池課長。変更されるも新しいなるも一緒ど。500円玉変わ
るということやきな。

7番、田島 毅三夫君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第30号、令和3年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第31号、東洋町過疎地域持続的発展計画の策定についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第31号、東洋町過疎地域持続的発展計画の策定についての件を挙手により採決します。

6 番議員

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18、発議第 4 号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

6 番、今宮裕明君。

(今宮 裕明 議員)

発議第 4 号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、本議案を別案のとおり議会会議規則第 14 条の規定により議会に提出する。本日提出であります。提出者は私、今宮裕明。賛成者は、武山裕一、小野正路、福島登、の各議員であります。

本件は、令和 3 年第 3 回定例会において、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。

9 月 9 日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので意見書を提出するものであります。

お手元の意見書案をご参照ください。

それでは、趣旨説明をいたします。新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。

この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避

けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次のことを実現されるよう求めるものがあります。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

議長

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上の5つの項目を、実現されるよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により、衆・参議院議長、内閣総理大臣ほかに意見書を提出するものであります。

以上で、趣旨説明を終わります。 ご審議、よろしくお願いいたします。

(西岡 尚宏 議長)

提出者の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(議席より異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより、発議第4号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の件を挙手により採決します。

本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定いたしました。

日程第19、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布したとおり、10月26日、高知市の高知県民文化ホールにおいてトップセミナー、11月26日、高知市の自治会館において市町村議会広報研修会へ、それぞれ議員派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議席より異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第20、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

ここで、お諮りします。

それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ありませんか。

(議席より異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第21、一般質問を行います。質問時間は1人20分以内、答弁時間も20分以内とし、一問一答方式で行います。

なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は1問につき、3回まで認めますが、再問は、執行部からの答弁に対する質問といたします。

	<p>次に、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は、議員の質問に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発言の上、挙手願います。</p> <p>質問の通告が5名ありました。</p> <p>発言を許しますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分に気をつけてください。</p> <p>まず、福島登君の質問を許します。</p> <p>件名は、新型コロナウイルス感染症対策についてほか3件であります。答弁者は、町長ほかとなっております。</p> <p>8番、福島登君、質問を始めて下さい。</p> <p>(質問開始時間：10時42分)</p>
8 番議員	<p>(福島 登 議員)</p> <p>それでは質問を始めます。1つ目の質問です。新型コロナウイルス感染症対策について。本町の新型コロナウイルス感染対策については新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、県や保険関係機関と連携して感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護することを目的としています。このことを踏まえて、次の点をお聞きしたいと思います。</p> <p>1つ目です。現在までのワクチン接種状況と今後接種を希望する方への個別接種についてまずはお聞きをいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
住民課長	<p>(築地 仲音 住民課長)</p>

福島議員の質問にお答えいたします。町長の行政報告でも発言されておりましたが、東洋町では4月21日からワクチン接種を始めまして、3クールに分けて希望者へ接種を行い、8月22日で集団接種は終了しております。集団接種の接種回数は、計3635回で、接種率は83.1%となっております。

何らかの事情により集団接種を受けることができなかった方々を対象に、8月31日と9月7日に1回目の個別接種を実施しており、2回目の接種は9月21日と28日に予定しております。今回の個別接種で本町でのワクチン接種計画は完了となります。今後のワクチン接種につきましては、県が調整を行うこととなります。資料をお配りしておりますけれども、現在高知県では、高知新港旅客ターミナルにおいて、16歳以上で未接種者の方に限り、モデルナ社製ワクチンの接種を実施しております。9月1日から26日までの間で、計6回の予定で実施され、専用サイトからの予約制となっております。以上です。

議長

(西岡 尚宏 議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登 議員)

質問書を出したときにはですね、町長のお話もまだ聞けませんでしたので重複して申し訳なかったです。再問です。今課長の方からご説明もいただき、県の接種会場のご案内もいただきました。自己判断で接種しなかった、又は基礎疾患など疾患等で接種できなかった方がですね、地域防疫のため、また疾患が回復したことでですね、今後の接種証明による行動の緩和に向けて新たに

	<p>接種したいということになれば、今言う県の会場での接種以外、ないという判断でよろしいですか。その辺りお聞きしたいですが。どうでしょう。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長) 築地住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音 住民課長) 福島議員の再問にお答えさせていただきます。 県は今後の計画としまして、ワクチンの確保を行い、安芸保健所管内でも接種ができるよう、調整を行っているところでございます。接種を希望される方は、東洋町住民課へお問い合わせを頂きたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長) 8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登 議員) 話もありましたが、今後接種証明でですね、行動制限の緩和に向けてやはり国も県も考えてると思いますので、新たな接種会場を設けてやる機会がもしかしたら出てくるかもしれません。 次の質問に移ります。まずですね、今回高知新聞に許可をいただいてですね、執行部の方から A4 のこの横のサイズの資料をみなさん見ていただいて。内容がですね、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等の皆さまへの対応等についてということになります。主に左の表を見ていただいて次の質問に移りたいと思い</p>

ます。左の表は新型コロナウイルス感染症患者の入院、宿泊療養、自宅療養の適用区分についてとなります。この表を見ながらお聞きください。2つ目の質問です。疑わしい症状があり保健所による検査で陽性となった場合、入院治療か宿泊療養又は自宅療養かの判断基準と宿泊療養となった場合どこになるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長

(西岡 尚宏 議長)

築地住民課長。

住民課長

(築地 仲音 住民課長)

福島議員の質問にお答えいたします。8月28日の高知新聞に掲載されておりますので、ご説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症患者の入院、宿泊療養、自宅療養の適用区分について、とありますのでご覧ください。

入院の対象者は、呼吸不全があり状態の悪い患者、抗体カクテル療法の対象となる患者、高齢者や基礎疾患がある患者や妊婦などとなっております。

次に宿泊療養の対象者は、軽症の患者で38℃以上で解熱剤服用で効果のない患者、単身の患者となっております。

自宅療養の対象は、同居家族もしくは生活支援のできる近隣在住の親族がおり、無症状の方、呼吸器症状のない軽症患者となっております。

判断するために、健康状態、年齢、症状、基礎疾患、生活支援をしてもらえる人がいるか、地理的にすぐに対応できるか、などを確認しているようでございます。

宿泊療養の場所につきましては、9月9日の高知新聞で掲載されておりますので、ご案内させていただきます。

県が8日から運用を始めた宿泊療養ホテルについては、和室を中心とする40室で、最大100人程度の収容が可能。家族連れや重症化を抑える抗体カクテル療法を受けた患者を中心に受け入れる。としており、県内の宿泊療養ホテルは3施設で、計261室となっております。以上でございます。

議長

(西岡 尚宏 議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登 議員)

答弁に対して再問をしたいと思います。皆さん表の入所対象の宿泊療養のところをご覧いただきながらお聞きください。

先ほど答弁にあった判断基準に関してでございます。自宅療養の期間は、症状にもよりますが約10日間とお聞きしております。

その間濃厚接触者となった同居の家族は、症状が無くてもですね、2週間の自宅待機が求められているとお聞きをいたしております。家族や基礎疾患がある方、また妊婦等が家族におられる場合など家族の感染や重症化リスクは非常に高くなると考えています。また2週間の自宅待機による収入面のリスクや精神面のリスクは計り知れないものです。

今後も変異株による感染拡大も予想されておりまして、感染者家族のリスクを下げるのが求められていると思います。

このようなことからですね、その表のことですができるだけ今

後宿泊施設の場所を増やししながらですね、この表にある入所の対象者、宿泊療養の軽症の患者の区分ですね、表の真ん中の部分です。ここにですね、高齢者や基礎疾患がある方、妊婦等が家族におられ自宅待機のリスクが高いと判断された患者を追加し、現状日々増える家族感染に対応する必要があると考えています。

また皆さんの中にはですね、県が判断することで、町で議論してもとおっしゃる声も確かにあると思います。ですが市町村が声を挙げなければ県の政策をより良い方向に変えることはできないと思います。このことについて考えをお聞きしたいと思いません。よろしくをお願いします。

議長

(西岡 尚宏 議長)

築地住民課長。

住民課長

(築地 仲音 住民課長)

福島議員の再問にお答えさせていただきます。

新聞記事の表の上の方に、個々の事情を考慮して対応を決定しますと掲載されております。確認しましたところ、家族の分離が難しく個室で過ごせない場合や、高齢者や妊婦などがいる場合などは、個々の事情により総合的に判断して県の方で調整を行っているようですので、ご理解いただきたいと思いません。以上です。

議長

(西岡 尚宏 議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登 議員)

ご答弁ありました。先週の週末の高知新聞にはですね、やはり知事の方も自宅療養というのは難しいので基本的に新規感染者が20人ぐらいになれば、療養は宿泊療養に切り替えたいということもありましたので、県の対応を待ってですね、感染対策に協力してぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。まず宿泊療養ではですね、体調管理や食事面などの支援はあると思われませんが、自宅療養となった場合体調管理に必要な酸素濃度計パルスオキシメーターなどの配布や食料品や日用品などの支援はどのようなことがあるのかお聞きをいたします。

議長

(西岡 尚宏 議長)

築地住民課長。

住民課長

(築地 仲音 住民課長)

福島議員の質問にお答えさせていただきます。自宅療養者となった場合についても、お配りしております新聞の記事に掲載をされております。自宅療養を始める際の支援としまして、パルスオキシメーターは全世帯に貸し出しされ、その日のうちに本人へ届けられるか、家族が取りに行けば、受け取ることができます。また、食料や日用品などにつきましては、希望すれば、7日分の食料品が委託業者から届けられます。以上です。

議長

(西岡 尚宏 議長)

8番、福島登君。

8 番議員	<p>(福島 登 議員)</p> <p>支援があるということをお聞きしました。次の質問に移ります。町内のことですが、役場や学校などの公共施設は現在感染症対策をどのようにとっているのかお聞きをいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
住民課長	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>福島議員の質問にお答えさせていただきます。役場では、正面玄関に、非接触型検温器とアルコール消毒液を設置しております。マスクを着用していなければ、マスクを着用してください。と音声で呼びかけがあります。役場では、マスクを用意しておりますので、お持ちでない方はお申し出ください。また、それぞれの部署のカウンターには、アクリル板を設置し、感染症対策をしております。また会議室を利用する際は、人と人との間隔を開け、密にならないように注意し、換気なども行い、開催をしております。以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>大坪教育次長。</p>
教育次長	<p>(大坪 靖幸 教育次長)</p> <p>私からは学校での感染症対策についてお答えいたします。昨年から継続した取り組みということになりますが、石鹼での手洗い、手指消毒、マスク着用、机の間隔を空ける、教室の換気、放</p>

<p>議長</p>	<p>課後には机・椅子などのアルコール消毒、また給食の時には黙食、 こういった対策をとっております。以上でございます。</p> <p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登 議員)</p> <p>次の質問に移ります。町内におきましてはですね、まだマスク 等をしていない方もちらちら見受けられます。このことでは ね、マスクなどの感染症対策に必要な資材の公費の負担で配布す ることについてまずお聞きしたいと思っておりますがよろしくお願 いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>福島議員のご質問にお答えをいたします。必要な資機材につい てはですね、本町の感染状況を見極めながら、役場が配布が適当 と判断した場合には、公費負担で配布を考えております。以上で ございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登 議員)</p>

今後も県と協力してですね、感染症対策に万全を期していただきたいと思います。次の質問に移ります。2つ目です。職員の心の健康について次の点をお聞きをいたします。1つ目に、職員が悩み事などを相談する窓口はあるのですか。あるのであれば過去3年間の相談件数についてお聞きをいたします。

議長

(西岡 尚宏 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

福島議員のご質問にお答えをいたします。本庁において、悩み事などを相談する窓口は総括して総務課にございますが、実状としては、親しい職員のだれもが相談窓口となっており、相談内容によりまして、町長以下、管理職員及び保健師が対応しております。相談内容は複数ございまして、正確な相談件数までは把握しておりません。以上でございます。

議長

(西岡 尚宏 議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登 議員)

ここで相談の内容を聞くことはないんですが、今後は件数ぐらいはですね、やはり把握しておく必要があると思いますので。次の質問に移ります。カウンセラー派遣などの県や関係機関の支援体制についてお聞きをいたします。

議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>福島議員のご質問にお答えをいたします。県には、相談センター、精神保健福祉センターが電話相談、面接相談がございます。この相談は個人を対象としたものだと推測されますが、役場としての支援体制となりますと、本町が医師、カウンセラーとの業務委託などの契約を結んでからでないといけないということになります。以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登 議員)</p> <p>次の質問に移ります。心の健康に関してですね、予防や早期発見のための研修などの開催状況についてお聞きをいたしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>福島議員のご質問にお答えをいたします。不定期ではございますが、本庁は平成29年度に職員を対象としてメンタルヘルス研修を実施をいたしました。以上でございます。</p>

議長

(西岡 尚宏 議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登 議員)

職員の方々は多忙です、いろいろ悩み事もあると思います。そういう事例もあったと思います。今後はですね、年に1回程度やはりそういう研修とかですね相談窓口、外部のですねカウンセラーとか委託して相談窓口を作るなどの対策は必要だと思っておりますのでぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。3つ目の質問になります。

東洋町過疎地域持続的発展計画について次の点をお聞きいたします。

移住促進や産業振興、子育てや高齢化問題など東洋町が抱える様々な問題や課題を12項目に分けて現状と問題点、対策と計画ということで明示をいたしております。令和3年度から令和7年度までの5年間の計画としているようです。行政のデジタル化など新しい国の政策や進展を見せている学校・家庭・地域の連携・協働や新たな観光振興、少子高齢化に向けた取り組みなどを含む計画となっているようです。この計画について次の点をお聞きしたいと思います。

全ての計画について予算措置がなされるかどうかというのは分かりませんが、教育振興の項目で小中学校4校の大規模改修が計画をされています。少子化が教育に与える現状は把握をされておるようですが、統廃合や一貫校などの可能性については、触れられてはおりません。この際ですね、保護者や学校、教育委員会で

	<p>統廃合などの可能性について住民の意見を聞き、将来計画や政策に活かす場を設けてはいかがでしょうか。お考えをお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>教育長。</p>
<p>教育長</p>	<p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>福島議員にお答えをいたします。学校の統廃合などの問題は町全体に関わるため、慎重に検討する必要があると考えております。本町では地域教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成27年度から東洋町総合教育会議を設けております。この教育会議は町部局と教育委員会部局が年2回意見交換をする場となっております。教育委員会としましてはこの会議でまずは意見交換をして、町部局の意見も聞いた上で判断したいと考えております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登 議員)</p> <p>ちょっと再問させていただきます。小中学校の教育や施設の問題についてはですね、教育のメリットデメリット、財政面についても保護者や住民と交えてですね、検討する時期が私は来ているんじゃないかと考えております。積極的な取り組みを求めたいと思いますが、町長かまいませんか、町長のお考えを一つここで</p>

<p>議長</p>	<p>聞きしたいと思います。</p> <p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>松延 町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸 町長)</p> <p>今回のですね、過疎計画にはそのような計画は載っておりませんけれども、現時点ではですね統廃合の計画は考えていないということでございます。先ほどの教育長の答弁のとおり町部局と教育委員会組織で構成する教育総合会議、年に2回開催をしておりますけれどもその中でですね、意見を伺ってみることから始めて見るのも1つの考えではないかなというふうに思っております。</p> <p>また休校でありますとか休園としなければならないような情勢でありますとか、また統廃合するべき気運が高まってきたとかの様々な状況の変化があれば過疎計画だけでなくて検討していけたらいいのではないかなというふうに現時点では考えているところでございます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登 議員)</p> <p>最後にこの計画全体のことですがこの計画を実際にどのような政策に活かしていくのか。また実際に事業を行う際にですね、住民の意見を聞く場は設けられるのかその辺りこの質問の最後お聞きしたいと思います。</p>

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>松延 町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸 町長)</p> <p>過疎計画ですけれどもこれはですね、途中で変更も追加も可能でございます。毎年度優先事業を精査をいたしまして、財政状況も見極めながら国や県の政策や方針も変化して参りますので事業の追加変更など臨機応変に柔軟に活用していきたいと考えているところでございます。今後変更すべき事業がですね、発生した場合、またその事業内容・事業規模などを住民の意見を重視しなければならないような状況など、適切な判断が必要とされる事業につきましてはこれまでも説明会なども含め実施をしておりますので、これまでどおり慎重に対応していきたいというふうに考えております。なお今回の過疎計画におきましても県との協議も必要ございましたし、ホームページ上でも6月6日から20日までの期間パブリックコメントとして住民からの意見公募も実施をしてきたところでございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登 議員)</p> <p>次の質問に移ります。時間がちょっと気になるところですが、最後の質問です。甲浦港港湾施設の野積場の一部を甲浦未来会と称する任意団体が公園として無償で使用している件について</p>

	<p>て次の事をお聞きしたいと思います。この件に関しては、この議会でも再々質問をしてきましたが、未だに解決をしておりません。町有財産の有効活用及び使用料を収めている利用者との公平性を考えれば、甲浦港港湾施設の管理及び利用規定に基づき適切に取り扱う必要があると考えています。このことについて次の点をお聞きしたいと思います。</p> <p>1つ目です。使用許可及び使用料の徴収は、どのようになっているのかお聞きをします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>それでは福島議員の質問にお答えさせていただきます。使用許可につきましては令和2年3月31日までとなっております、それ以降につきましては、使用許可申請が出されていない為、使用許可をしていませんので、使用料としては発生をしておりませんが、令和2年10月1日以降は、不法占拠となっておりますので、不法占拠期間を賃料相当損害金として、その金額を請求することとしております。以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登 議員)</p> <p>議長まだ時間ありますか。いけますか。そしたら次の質問に移</p>

	<p>りたいと思います。</p> <p>年間使用料と設置されてからの年数は何年になるのか確かめたいと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>それでは福島議員の質問にお答えさせていただきます。年間使用料につきましては令和3年度で計算させていただきますと、31万9440円となります。また、公園が設置されてからの年数につきましては、契約書等が存在しませんので正確な年数はわかりませんが、甲浦未来会の資料によりますと設置されてから約30年ぐらいになるのではないかと思います。以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>8番、福島登君。時間は6分ちょっとあります。</p>
8番議員	<p>(福島 登 議員)</p> <p>年間使用料約31万ですか。それと30年経っておるということですか。あえてここで総額は申しませんが甲浦未来会とその代表はですね、現在までその額を免額を受けてきたというのは事実ですよこれ。仮に使用料が納めてられていればですね、すべて自主財源になるお金だと思います。未来会と称する団体が団体として成立していなければですね、代表者個人が減免を受けたこと</p>

になりますよね。そこで次の質問に移ります。3つ目です。公園と称する施設及び甲浦未来会またはその代表者に対して、今後どのように対処するのかお聞きをいたします。

議長

(西岡 尚宏 議長)

長崎副町長。

副町長

(長崎 正仁 副町長)

お答えをいたします。先ほど、産業建設課長からの答弁にもあったとおりであります。まずは、現状は不法占拠状態にありますので、明け渡し完了するまで港湾施設の占用料を根拠に、賃料相当損害金を納付していただくことといたしております。

これは甲浦未来会同様に、この港湾施設を使用するすべての方達からは、使用料あるいは占用料を支払っていただいておりますので他の使用者との公平性を確保するためであります。

次に公園の使用状況については、約8か月間にわたりまして調査を行いましたところ、公園に訪れた方は、全くいないどころか、甲浦未来会の会員自体も利用する姿は確認できませんでした。このような状態では、港湾施設内の公益性のある公園としては、町民誰も認められない状況でありまして、民法第593条を根拠に、使用貸借としての契約期間は終了していると言わざるを得ないことも、明け渡しの追加理由としまして甲浦未来会へは通知をしております。

実はこの甲浦未来会ですけれども、約10年前に公園管理の限界を表明しております。これについては、甲浦未来会から平成22年4月22日付けで町に対して、1通の文書の提出がありまし

た。その文書の内容とは、公園は甲浦未来会が設置をしましたが、維持管理に手が回らない、町へ公園敷地を返還したいとの趣旨でありました。要するに、平成22年当時から甲浦未来会が公園の管理をすることには、限界を迎えていたとする証拠であります。

最後に、甲浦未来会という団体の実態について、新たな事実が判明いたしましたのでご報告いたします。これまで、代表者は会員4名と主張し、そのうち2名は私ども役場職員の訪問がきっかけで脱会したと申しておりました。しかしながら、ここに来まして、代表者からは昭和62年から約34年間にわたって、会員は2名であった、脱会したとする2名の会員は手伝いはしたが会員ではなかったとする事実の確認ができましたので、ご報告いたします。先ほど福島議員の方からも質問の中に意見として入ってましたけども、ただ実質的にはですね、代表者のみの、2名と言ってますけど、実質的には代表者のみの活動であると思われれます。以上です。

議長

(西岡 尚宏 議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登 議員)

現在までの状況、ご答弁いただきました。そこで再問したいと思います。この甲浦未来会またはその代表者がですね、使用料も払わず撤去もせず不法占拠の状態が続いた場合、町としてどのような対応をするという考えがあるのですか。その辺りをお聞きしたいと思います。

議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>長崎副町長。</p>
副町長	<p>(長崎 正仁 副町長)</p> <p>福島議員の再問にお答えいたします。</p> <p>目的はですね、あくまでも公園敷地の明け渡しであります。公園として、誰からも利用されていない状況で、しかも占用許可もなく、不法占拠状態が続いていくのであれば、他の使用者と同様に、利用料を支払ってもらわないことには町民からの理解は得られないものと考えております。現在の会員が、公園の管理、あるいは撤去できない状況となった場合、甲浦未来会は法人格を有しておりません。そういった団体でありますので、民法第940条の規定が適用されまして、このままでは代表者らの相続人が引き継ぐこととなります。公園の利用者がいないことは、甲浦未来会もわかっているはずであります。港湾条例の目的に沿って、有効に活用としたいので、早急に明け渡しするよう求めたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登 議員)</p> <p>この問題は、同僚議員が議会で質問した後、平成30年6月、平成31年3月、令和元年9月と過去4回質問し、問題提起をしてきた経緯がございます。ご答弁でもお聞きをいたしました。が、執行部もですね、貴重な時間を割いて問題解決に時間と労力をつ</p>

<p>議長</p>	<p>ぎ込んできたと思います。早急な解決を求めて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>長崎副町長。</p>
<p>副町長</p>	<p>(長崎 正仁 副町長)</p> <p>この公園施設の敷地には、漁協の冷凍冷蔵施設建設の誘致を行うこととしております。漁協の方ですけれども、今コロナ禍による経営不振によりまして、現在は施設整備をすべて凍結をせざるを得ない状況とお聞きをしておりますけれども、コロナ終息後を見据えましてこの施設の誘致を行うためには、公園撤去に対してどのような方法が最善なのか、法律家を交えて検討したいと考えております。まずは占拠料相当額をきっちりと納めていただく。それに取り組んでまいりたいと思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>8番、福島登君の質問が終わりました。</p> <p>(質問終了時間：11時24分)</p> <p>続いて、高島俊彦君の質問を許します。</p> <p>件名は、新型コロナウイルス感染症対策についてほか1件であります。</p> <p>答弁者は、町長、担当課長他となっております。</p> <p>2番、高島俊彦君、質問を始めて下さい。</p> <p>(質問開始時間：11時25分)</p>

<p>2 番議員</p>	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>それでは私の一般質問を始めさせていただきますが、新型コロナウイルス感染症対策については先ほど同僚議員の質問と類似することが多分にありますので、省くところは省かせていただきたいと思えます。それでは質問を始めさせていただきます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策について1つ目といたしまして、これは確認のためであります。高知新聞での9月8日の掲載では、県内で新たに感染者が37名、自宅療養待機者が280名と掲載されておりますが、東洋町でもし感染者が出た場合、9月8日時点で自宅療養ということもあり得るのでしょうか。先ほどの同僚議員の答弁でもあるような気はいたしますが、そのところを明確にあるかどうかということをお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>高島議員の質問にお答えさせていただきます。東洋町で感染者が出た場合、先ほども適用区分について説明いたしましたが、自宅療養の対象者であると判断されれば、当然東洋町の住民の方でも自宅療養となる方はいらっしゃると思えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>

2 番議員	<p>(高畠 俊彦 議員)</p> <p>それではそれについて再問したいと思います。東洋町でもコロナ感染した場合自宅療養もあり得るとの答弁であります。自宅療養の場合、病状が急変し治療に間に合わず死に至ったというようなテレビ報道もあります。先月までに全国で250名もの方が自宅で死に至ったとの報道もありました。東洋町の場合もしそうやって自宅療養している場合に急変した場合ですよね、病状が急変した場合に病院との連携がとれているのでしょうか。すぐ治療が出来るような。そのことをお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
住民課長	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>高畠議員の再問にお答えさせていただきます。</p> <p>自宅療養者への体調管理につきましても、保健所が日々の健康観察を行っております。24時間対応の相談体制も整っており、担当制の医師によるオンライン診療等もございます。入院協力医療機関へ入院ができる体制も整備されております。自宅療養となった住民の方がいらっしゃった場合、気になることがあれば24時間体制の相談窓口へ、早めにご相談いただければと思います。</p> <p>しかし、急変した場合には早急に救急車を呼んでいただき、病院での治療を受けていただくことが先決だと考えます。以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p>

<p>2 番議員</p>	<p>2 番、高島俊彦君。</p> <p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>ありがとうございました。それについて、再再問をさせていただきます。コロナ感染者に対しての対処方法はときどきに変わっていると思います。町民の安心安全を司る町の執行部にしては常に新しい情報を入手し安心をもたらすため、町民から聞かれた場合、答える義務があるのではないのでしょうか。よろしくお願いいたします。</p> <p>続いて2つ目の質問に入りたいと思いますが、この②の質問ではありますが、これについては明確に同僚議員の執行部の答弁によりわかりましたので外させていただきます。続いて③の質問に入りたいと思います。最近、高知新聞では感染者の、かかった場合ですよね、感染者の居住地・市町村名を掲載しております。徳島県海陽町では町内に、隣町ですよね、感染者が出た場合、町内放送で町内にコロナ感染者が出たことを告げ、町民に注意喚起を流していると聞いております。東洋町でも感染者が出た場合、町内放送で感染者が出たことを告げ、町民に注意喚起をすべきだと思いますが執行部の考えをお聞きいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>高島議員の質問にお答えさせていただきます。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条に厚生労働</p>

	<p>大臣及び都道府県知事は情報を公開するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。と規定されております。感染者情報に関しましては、慎重に対応する必要があると思いますが、高知県でも居住地単位での発表に変わっておりますので、今後、町内放送するかについては、検討したいと考えております。以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p>
	<p>2番、高島俊彦君。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p>
	<p>それについて再問いたします。当然、個人情報うんぬんの問題もあります。しかしながら、新聞においてですね、居住地・市町村名を掲載されておりますのでなんら問題はないように私は思います。コロナ感染が起きてから約2年、初頭の時と比べ住民意識もマンネリ化薄らいでるような気がいたします。コロナワクチン2度摂取した方でもコロナに感染しております。個々に感染予防策を重視徹底することに超したことはございません。町内に感染者が出たことを町内放送ですれば必ず住民意識は向上すると思ひ、感染予防策に繋がると思ひます。再度ご検討の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p>
	<p>築地住民課長。</p>
住民課長	<p>(築地 仲音 住民課長)</p>

	<p>高島議員の再問にお答えさせていただきます。</p> <p>報道された内容について、町内放送で注意喚起をすることで、不安を与えたり、また、感染者への差別や偏見を増長させるおそれがあれば、放送は控えるべきであると考えますが、高知県でも居住地単位での発表に変わっておりますので、今後、町内放送するかについて、検討したいと考えております。なお、住民の皆さまにおかれましては、ワクチン接種を終えられた方につきましても、マスク着用など日頃から感染予防対策を継続していただくことが、家族などを守るために最も大切なことであると考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>再再問いたします。いろいろあると思います。と思いますが、今の段階で執行部の考えはわかりました。しかしながらやっぱりそういうような検討課題ということで、またそういうようなことが必要であればまたよろしくお願いたします。</p> <p>続いて4つ目の質問に入りたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>高島さん。その答弁もらわなおかしいやろ。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>ほんならよろしくお願いたします。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
住民課長	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>高島議員の再再問にお答えさせていただきます。</p> <p>今後も検討したいと考えております。以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>ありがとうございました。それでは4つ目の質問に入りたいと思います。9月8日高知県では新たな感染者が37名出たと高知新聞に掲載されておりましたが、コロナ感染についてはまだまだ終息は先のことだと思われます。今後、感染防止策として東洋町ではどのような考えがあるかあればお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
住民課長	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>高島議員の質問にお答えさせていただきます。今後の感染防止策でございますが、ワクチン接種した方については、新型コロナウイルス感染症を予防できると期待されておりますが、ワクチン</p>

を接種した方から他人への感染をどの程度予防できるかはまだ分かっておりません。ワクチンを接種した方も接種していない方も、共に社会生活を営んでおります。このため、引き続き皆さまに感染予防対策を継続していただくことが感染防止策となりますので、ご理解いただきましてご協力をお願い申し上げます。具体的には、密集・密接・密閉の回避、マスクの着用、石鹸による手洗いや手指消毒の励行、換気などをお願いいたします。以上です。

議長

(西岡 尚宏 議長)

2番、高島俊彦君。

2番議員

(高島 俊彦 議員)

これ質問は答弁はいらんということはいえんのですかね。

議長

(西岡 尚宏 議長)

まあ、ものによら一ねえ。

2番議員

(高島 俊彦 議員)

ものによる。はい。それでは再再問します。

議長

(西岡 尚宏 議長)

再問やろ。

2番議員

(高島 俊彦 議員)

再問であります。すいません。

東洋町でもコロナ感染者は東洋町では数名ではありますが、終息はまだまだ先のことだと思われます。執行部の方々には最大限の努力をしていただき、町民の感染者が1人でも少なくなるようよろしく願いいたします。答弁は結構でございます。

それでは2つ目の質問に入りたいと思います。

家屋に、家についてですね、かかる危険木について。1つ目の質問であります。8月の台風により擁壁上の木が折れて家に倒れかかり、家屋の屋根を損傷いたしました。甲浦地区は白浜地区を除きほとんどの所に擁壁があります。その上に台風・大雨の時などによ、家屋に損傷をもたらすような危険木があるところが数多くあります。数年前までにあった緊急雇用対策で行っているような危険木の伐採事業を町民のために災害予防対策事業として作れないものでしょうか。よろしく願いいたします。

議長

(西岡 尚宏 議長)

小池産業建設課長。

産業建設課長

(小池 昭平 産業建設課長)

それでは高島議員の質問にお答えいたします。高島議員が言われてます、数年前にあった緊急雇用対策ですが、平成25年度に行われていました、高知県緊急雇用創出臨時特例交付金を使って行った事業ではないかと思いますが、その事業につきましては、国の交付金を使った事業として、町単独ではそのような事業は出来ませんが、危険木の伐採につきましては、全額町負担では難しいと考えますが、どの様な方法が良いのか、出来るかどうかも含めて、今後検討して行きたいと考えております。以上でございます。

議長	<p>す。</p> <p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>それでは再問いたします。9月9日に令和2年度歳入歳出特別審査委員会に出席してもらいましたので、町財政が厳しいことはよくわかっております。その中で新たな町単独事業を起こすということはなかなか厳しいと思います。どうでしょうか、平成27年度から行っている商工持続推進事業補助金(商工持続発展支援事業費補助金)ですよね。今年で7年目になります。商工持続推進事業補助金今年で7年目になります。商工業者にとってものすごくありがたい補助事業でありました。しかしながら利用者も二巡三巡となっております。この助成金を町民のための危険木伐採できるような事業をつくり、商工持続事業の補助金を回して伐採費用を事業資金に充てたらどうかと思うのですがいかがなものでしょうか。現時点では危険木うんぬん土地の所有者全額負担となっているため危険木の伐採もなかなか進んでおりません。その状況が災害事故に繋がっております。ご検討の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸 町長)</p>

高島議員にお答えいたします。家屋にかかる危険木ということでございますけれども、所有者個人がですね、対処するということが原則と思うところでございますけれども、現実問題といたしましては、高齢化あるいは土地の所有者不明、様々な課題も増えてくるものと考えておるところでございます。行政として関与していかざるを得ない事案も増えてきているというふうに感じております。個人の財産について、個々の事案を精査をいたしまして、公共的利益を優先していかなければならないような場合につきまして、そのような要請があれば、できるだけ公費での対応も含めて、臨機応変に対処していきたいというふう考えております。商工対策とは別の課題ということでご理解願いたいと思います。以上です。

議長

(西岡 尚宏 議長)

2番、高島俊彦君。

2番議員

(高島 俊彦 議員)

再再問いたします。当然ね、個人の山であれば個人がその費用は100%出さなければいけないと思いますが、なかなか今の現状で出しにくいところが多分にある。町の単独事業でそのうんぬんの結局全額負担じゃなしに責任は当然山の持ち主にも持ってもらうんといかんわけやし、例えば助成金ということで2割負担とかね3割負担とかそういうふうな方法もあると思います。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長

(西岡 尚宏 議長)

2番、高島俊彦君の質問が終わりました。

(質問終了時間：11時46分)

ここでお昼の休憩に入ります。再開は13時です。

(休憩時間11時46分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再時間13時00分)

続いて、今宮裕明君の質問を許します。

件名は、小池川の河口へ水門建設についてであります。

答弁者は、町長ほかとなっております。

6番、今宮裕明君、質問を始めて下さい。

(質問開始時間：13時00分)

(今宮 裕明 議員)

それでは質問を始めます。まずこの水門について大変重要な事業でございますので必要性の根拠について説明をいたします。

現状の小池川流域の土地の海拔が1.5メートルないし2.5メートル程しかなく、津波到達時、小池川への津波の遡上が始まります。避難場所へ到達するまでに浸水すると予測がなされません。さらに地震発生後には様々な障害物、家の倒壊等、電柱の倒壊、様々な障害物の影響で避難にはかなりの時間を要することも予測がされます。従って避難時間を確保するためには水門で一時的に津波の遡上を防ぐことが重要だと考えられます。そしてもう一点、本町でも約7年前にゲリラ豪雨の影響を受け、変電所付近など一帯で床下浸水が発生し、多くの家屋で被害が発生しました。近年世界規模で異常気象が発生しており、日本でも夏の大雨

6番議員

時期になると各地で被害が続出しております。ゲリラ豪雨や線
上降水帯等、聞き慣れなかった用語も報道されるようになってきて
います。以上のようなことから、次の点についてお聞きをいたし
ます。

津波による犠牲者を最小限にし、過去の被害を教訓として豪雨
時の小池川の水量をコントロールするため、河口へ水門建設が必
要であると考えますが町長の考えをお聞きをいたします。この水門
は排水機能付きでございます。

議長

(西岡 尚宏 議長)

小池産業建設課長。

産業建設課長

(小池 昭平 産業建設課長)

それでは私の方から今宮議員の質問にお答えさせていただき
ます。今宮議員の言われます小池川河口への水門建設についてで
すが、議員もご存じの通り、小池川については県管理の河川にな
っていますので町での建設は難しいと考えますが、県でも小池川
の嵩上げや河床掘削など、浸水等の対策を取っていただいておりますが、水門建設につきましても今後さらに協議を重ねて行きたいと考えております。以上でございます。

議長

(西岡 尚宏 議長)

6番、今宮裕明君。

6番議員

(今宮 裕明 議員)

今課長が答弁をしましたが、河川は県の管理下にあります。

ここではなかなか議論を尽くしていくということは不可能かもしれない。ただ先週も大雨がありましたね。まさに大災害の一手手前と言っているんじゃないでしょうか。偶然あの時間帯は海の方が干潮でした。かなりの豪雨が上流であったと思われます。小池川も河内川も濁流が押し寄せておりました。幸いなことにちょうど干潮時と時を同じくして被害はなかったわけですが、町内各所で道路の冠水は見られております。南海地震に関しては明日起こるかもわからない、しかし数十年後かもわからない、なかなか危機感というかそういう意識が途切れていくと思いますが、この豪雨に関してはですね7年前に起こりました。また先週も起こりました。これは年に2回あるかもしれません。毎年あるかもしれません。その度に住民は不安をもって過ごしておるわけですが、従いまして、先週の豪雨もマスコミ等で大きく取り上げられました。これはまさに県の方へコンタクト、要望していくにはうってつけの、千載一遇のチャンスだと思います。そういったことで町長始め執行部の皆さん方もですね、ご尽力が不可欠でございます。またあわせまして議会の皆様方にもご協力をいただきながらですね、ぜひこの水門を完成出来るよう、1日も早い完成ができるよう望むところでございます。これはそれぞれいろんな手段、希望があると思います。県に訴えていくためにね。それをどうする方法があるのか今から検討していかなければなりません。国の法で定められております、国土強靱化法とか南海地震特措法とかいう法律ができておりますね。そういうものが理由なのかどうかそれは県の方で検討なされることだと思っておりますが、そういった面ではどうお考えでしょうか。

議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸 町長)</p> <p>今宮議員にお答えいたします。水門の建設についてということでございますけれども、高潮対策としてですねまた津波対策、その必要性といたしますか、効果などにつきまして技術的な面あるいは建設することによる他地域への影響なども調査をしていくことも大事ではないかと考えているところでございます。その上で水門をですね建設する、あるいはできるという方向性が確認できれば事業の規模あるいは計画期間などさらにはですね、管理面など町の負担の割合も含めまして検討する必要が生じてまいります。まず県土木とも協議をいたしまして、事務レベルでどのような対策が1番有効であるのか最善策について研究をしていただくということを要請していきたいというふうに思っております。事業といたしましては今日言ってですね明日にできるという簡単な事業ではないと想定されるわけでございますので、事業規模・予算の対応など検討すべき点を絞っていくことが大事だというふうに思っております。今後ともご指導よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>6番、今宮裕明君。</p>
6番議員	<p>(今宮 裕明 議員)</p> <p>1日も早い実現に向けてですね、今町長の答弁ありましたが私</p>

<p>議長</p>	<p>はこれは確実にできると確信をいたしております。1日も早い完成を祈っております。どうかよろしく願いいたします。以上で私の質問終わります。</p> <p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>6番、今宮裕明君の質問が終わりました。</p> <p>(質問終了時間：13時11分)</p> <p>続いて、小松 熙君の質問を許します。</p> <p>件名は、DVDの運行計画についてほか2件であります。</p> <p>答弁者は、小松さん、まだ。</p> <p>答弁者は、町長、担当課長となっております。</p> <p>3番、小松 熙君、質問を始めて下さい。</p> <p>(質問開始時間：13時11分)</p>
<p>3番議員</p>	<p>(小松 熙 議員)</p> <p>DMVの運行について、開通は相当遅れておりますが私の聞いた話では、自動車のアームの強度不足とかいろいろな問題があるようですが、その問題はクリアできたのでしょうか。開通日は決まっておりますか。以上、聞きます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>小松議員のご質問にお答えをいたします。アームの件につきましてはまだクリアできておりません。現在アームはですね、製作</p>

	<p>中でございまして、強度等については今度の試験運行でのデータ分析が必要になってまいります。それと開通につきましてはまだ正式な発表はございません。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>3番、小松 熙君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(小松 熙 議員)</p> <p>次の質問に移ります。まだ開通の見通しはないそうですが、開通は近い将来必ずやるとお思いますので、開通イベントは阿佐海岸鉄道として開催するのか、また東洋町として甲浦駅及び海の駅駐車場では行わないのか聞きます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>小松議員のご質問にお答えいたします。現在の予定としては、開通前に阿佐海岸鉄道が地元の方にも親しんでもらうための試乗会なるものを検討しております。それと東洋町として行うということにつきましては、阿佐海岸鉄道・海陽町と連携しながらどのようにイベントをするのか、しないのか、まだわかっておりませんので、今のところここまでしかお答えできません。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p>

<p>3 番議員</p>	<p>3 番、小松 熙君。</p> <p>(小松 熙 議員)</p> <p>私の聞いた話では、東洋町民の方が阿佐海岸鉄道開通に合わせて花を先着300名くらいに贈るという話を聞いております。そういうことはしないのでしょうか。また、次の質問に移ります。DMVの駐車場(停留所)、海の駅駐車場(停留所)は確かに駐車場(停留所)とは書いてありますが屋根がありません。海の駅との間、簡単な屋根を作ってはいかがでしょうか。聞きます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>小松議員のご質問にお答えいたします。花につきましては、まだ私の方には正式には聞いておりません。次ですけれども簡単な屋根をとということでございますが、この件につきましては方々からこのような意見いただいております。できるかできないか含めまして検討していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>3 番、小松 熙君の質問が終わりました。</p> <p>(質問終了時間：13時16分)</p> <p>続いて、田島毅三夫君の質問を許します。</p> <p>件名は、NPO令和2年度及び3年度の事業計画の実施状況の</p>

	<p>説明を求めるほか5件であります。</p> <p>答弁者は、町長ほか、となっております。</p> <p>7番、田島毅三夫君、質問を始めて下さい。</p> <p>(質問開始時間：13時16分)</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>それでは一般質問させていただきます。</p> <p>まず1つ目に、NPO令和2年度及び3年度の事業計画の実施状況の説明を求めるということでお聞きしたいと思います。</p> <p>正当な公金使用が来ているか。令和2年度の補助事業の実施内容・会計収支資料を公開し、具体的に説明を求めたいと思います。1つ目です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>令和2年度の実施内容につきましては、先般、決算審査の時に田島さんに収支の資料とともにお渡しはしております。</p> <p>事業といたしましては、野根川とフランスバスク地区の河川との姉妹川計画、それと南四国フェア、それと野根川の鴨田堰左岸改修工事などをしてしております。主な詳細につきましてはフランスではオンラインでの交流、南四国フェアでは地場製品のPRのために首都圏をターゲットとして本町の地場製品の紹介と販売、そして野根川鴨田堰につきましては写真をつけておりますが、鮎</p>

議長	<p>を遡上するための改修をいたしました。以上でございます。</p> <p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そういう説明受けました。しかしですね、私の頂いた令和2年度連携事業実績についてというところを見ますと、AからGまでA, B, C, D ずーっと事業が出ていますが1, 2, 3, 4, 5, 6, 7件出ておりますがその金額がですね、予算は200万とか300万で結構です。しかしながら出来高金額が200万222万6万3千円とか180万とかいうそういう単価で出ているんですよ。事業実績の金額がこういうことは全くこれは私は納得いきません。ここでもう一度説明してください。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えいたします。今回コロナの影響によりまして事業が出来ない部分がありましたので、その事業を精査してこの事業は出来ないお金を省いた分の出来高にしております。以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

再問 1 つお願いします。例えばですよ、鴨田橋の改修費用が 600 万円の予算を組んでおりますね。しかしその支出額が表記されておりますけれども使用概算としては 470 万しか出てないんです。しかしながらこの実績については 600 万が計上されておりますが、このことについてお聞きしたいと思います。

議長

(西岡 尚宏 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

田島議員のご質問にお答えいたします。見ていただいている資料は色分けしている部分の合計を指しておるかと思いますが、その中には緑色の部分も共通の部分のお金も入っておりますので合計で 600 万ということにしております。以上でございます。

議長

(西岡 尚宏 議長)

7 番、田島毅三夫君。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

再再問です。結局はその概算要求やいう 600 万……

議長

(西岡 尚宏 議長)

3 回目やったですよ。

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>その600万や言うことが</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>2番目の質問へ移ってくださいよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再再問でいけませんか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>もう3回目やったきん。もう4回目ですよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>了解。わかりました。ほな2つ目の質問に入ります。</p> <p>令和3年度の事業進捗状況の途中経過を具体的に説明していただきたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>令和3年度の事業につきましては、先ほど申しましたフランスの姉妹計画とか、野根川の調査・動画の撮影とか、地域ブランド開発とかいろいろありますが、現在ほとんど始まったばかりでございますので進捗につきましては、パーセンテージは今何パーセ</p>

<p>議長</p>	<p>ントかと言われたら困るんですけども、始まったばかりということでございます。以上でございます。</p> <p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>2年度3年度含めて聞きますが、こういう決算書をあげる時にですね、NPOから報告書あがりますね。そのときに年間の支出の明細といいますか証明のできる領収証はいただいていますか。お聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>領収証などは頂いておりません。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そうならば結局 NPO から出してきた決算書はそのまま信用するというので処理してるんですか。町からいちいちそのことについて精査するように向こうに領収証の請求を要求したことは</p>

<p>議長</p>	<p>あります。お聞きしたいと思います。</p> <p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>一般の委託事業、それと公共事業につきましては領収証まで確認する、領収証の写しを添付するということまでは実際はしておりません。必要なのであれば確認はいたしますし、必要な領収証であれば添付していただくということにはなりますが、例えばシステム改修なんかも全部の領収証を出せとかそういったものとかはございません。工事に関しても工事コンクリート代がなんぼとか材料がなんぼとかいう領収証もそういうのも確認はしておりません。実際には契約に基づいた金額によってその事業内容と出来高の内容を確認してからお金の支払いをするということになっております。契約以上のお金っていうのは当然支払うことはありませんし、契約によっても出来てない部分についてはその金額を見ながら減額をして出来高によってお支払いをするというようなかたちをとっております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>もう3回やりました。次3問目ですよ。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p>

2つ目の質問に入ります。コロナ対策のマンション使用計画についてお聞きします。

2戸で15室のマンションをコロナ感染者の自宅待機を無くすためという目的において、国のコロナ対策交付金1500万円を受けて購入しましたね。現在教師や町職員さんなどらでほぼ満室の状態ですが、月額約46万円の家賃収入を得ているとこう聞いております。これは県の方に聞いてもそうですが、目的外使用になるとこう判断を受けていますが、来年3月までに交付金を国に全額返還するか、入居者を全員転居してもらってコロナ対策用にするか、そういう判断を求められているようです。コロナ避難に使わないマンションなら、至急補助金を返して町営マンションとして経営すべきと思いますが町長どうでしょうか。

議長

(西岡 尚宏 議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸 町長)

町マンションとして経営してはどうかということですが、実際にはそのようにしているところでございます。

この新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金でございますけれども、これを充てること、充当すること自体は否定はされておりません。今般の東洋町における住宅施策は、直ちに交付金の対象外となるものではない、との見解もいただいているところでございます。ただし現状だけで判断をすればですね、4月1日現在で満室になっていると、そういう状況は実施計画との乖離が生じている状況であるというご指摘もしていただいておりますの

で、交付金の対象事業とすることは現時点だけで判断をすれば困難と判断される恐れがあるとの意見もいただいているところでございます。町としては県の意見や助言なども踏まえまして、執行部内部で検討いたしまして交付金の精算時までには適切に判断していきたいと考えております。以上です。

議長

(西岡 尚宏 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

今の町長の答弁は私が県の担当から直接聞いたんと全く違います。これはもういっぺん私の方でも確認しますけども。要するにですね、今コロナ対策資金交付金を使ってやったということは間違いないんです。そしてそれがその目的に違ってやっているかどうかというのが問題なんです。だから私は言うように今現在入ってる方すぐ退けということにはなかなかならないでしょうから企画を決めて、計画書作って、それから徐々に出てってもらったということを最初に話ししたんですが、県はそういう生ぬるいものではいけませんと、たとえ1室でも民間の人が入っていたらだめですと、これまで厳しく言われたんです。そういうことでね私はこれはこのままいったら事件にならへんかを心配してるもので今のうちにと思っただけをお願いしているんです。もう1度町長私の言っているようにやる考えはありますか。町が購入してね。

議長

(西岡 尚宏 議長)

町長	<p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸 町長)</p> <p>再問にお答えいたします。県としてはですね、町といたしましては県の意見、あるいは助言などを踏まえまして交付金の精算時まで来年の3月と思いますけれども精算時までには適切に判断していきたいというふうに県に対しましてもお答えしているところでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>3月までという経緯は聞いております。そのかわり罰則のないように考えてやっていただきたいと思います。</p> <p>3つ目に入ってかまいませんか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>2番ということですか。はい。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>3つ目。土佐備長炭生産事業の</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>田島さん。</p>

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

これは塗られたんか。

議長

(西岡 尚宏 議長)

いやいや2番の補助金を返還しなければいうところは、1番目の質問も2番と3番と一緒にやってわからんようになって。

2番のコロナ対策のところで2番目の補助金を返還しなければほぼ満室いうところあるでしょ。もし3月までこのままにしているのもう一緒にやったんですか。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

そうですそうです。

議長

(西岡 尚宏 議長)

それやったら言うてくれんとこっちはわからんじゃないですか。はい、それやったら4番に移ってください。

一緒にやるときは言ってくださいよ。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

はい了解しました。素直に返事します。

4番目、地球温暖化防止宣言の町東洋町の条例制定を求める件ということで1点町長に提案があります。地球温暖化はこのまま放置すれば海水温の上昇による海面上昇、気候変動、海産資源の減少、北極圏の永久凍土の凍解による未知の悪性ウイルスの活性化、メタンの蒸発、爆発などによってですね、もう地球が滅亡するというぐらいの専門家の意見が出ているようです。待ったが効

かない人類滅亡に繋がる最悪の状況になっております。その危機意識は、個々人が、それぞれ個人がですね、いくら持ってもみんなまで対応しなければ1人だけが気をつけても意味がないとなります。核禁止宣言の町を全国に発したように、地球温暖化防止対策宣言の町東洋町を全国に先駆けて声を挙げ、全世界にアピールしようではありませんかというのが私の趣旨です。アニタさんのように誰かが声を挙げその波動を起こすことが大事だと思っております。世界が動くことを祈ってやってみようではありませんか。今後町としてどう取り組むか、検討・協議するための準備会の立ち上げを求めますが町長いかがでしょうか。

議長

(西岡 尚宏 議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸 町長)

田島議員からご提言をいただきましたけれども、趣旨は大変理解はいたしますけれども検討といいますか、研究はしていくべき課題であるというふうに認識するところでございます。現時点におきましては条例制定の考えは持っておりません。以上でございます。

議長

(西岡 尚宏 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

今そういう答弁をいただきました。このままではですね、地球

滅亡は目に見えている、誰かがどこかで手をあげようと提案しとんでありますが、東洋町がその最初の1人になる考えはないかという提案しとんですが、今町長の意見を聞きました。この質問はこれで終わります。

5番目かまいりますか。

(議長よりはいたの返事あり)

5つ目の質問に入ります。土佐日記碑と公園撤去の強制について、今日午前中に揉めましたけれども、それに関連して一般質問でございます。9月6日付けの配達証明で町顧問弁護士から、碑と公園を撤去しないので使用料を請求すると通知が来ました。当時の町長から、安岡町長でした当時はね、から無償で借りて産業廃棄物など、ゴミ捨て場であった町有地をきれいに整理して碑と公園を設置したのです。カメラを付けて人の出入りを隠し撮りしたり、漁協は一度も言っていないのに、製氷機を設置するのに公園が邪魔になるから出て行ってくれと言っていると、こういうように偽りを言われて撤去させようとされました。副町長が何人も職員を連れて会員の家を押しかけ、2人の会員を退会させたり次々と嫌がらせを行い、とうとう今回理不尽な理由を付けて、出て行け、出なければ使用料をとると脅されていると感じています、自分としては。甲浦未来会は昭和60年4月に、当時の町長を自宅に招待して未来会会員と、町おこしについて懇談した時、町のために頑張ってくれと激励を受け、その後碑や公園設置の場所として無償提供してくれたのであります。以後何十年間も町文化財として、また住民憩いの場として提供し、全て未来会の自費で管理してきました。営利目的では一切ございません。その公園と碑であります。また漁協の利用を撤去理由に挙げておりますけ

れども、漁協は言っていない、公園撤去は不要と言っているの
あります。全て偽りであり未来会への嫌がらせだと感じておりま
す。正当な撤去理由の説明を求めたいと思います。

議長

(西岡 尚宏 議長)

長崎副町長。

副町長

(長崎 正仁 副町長)

それでは当事者からの質問に対して答弁をいたします。本町の
委任弁護士から、これは民法第643条に基づいて委任をしてお
るんですけれども、甲浦未来会へ内容証明が届いた件と思いま
すが、その通知書をお読みになられたんでしょうか。

(自席よりはいい、見ましたとの返答あり)

それでは通知文へも記述してあるとおり、この件については委
任弁護士へ、全権を委任しておりますので、反論があるのであれ
ば、まずは弁護士へ連絡するのが筋だと考えております。

それとも、弁護士へ連絡すると何か不都合でもあるのですか。

(自席よりありませんとの返答あり)

ないのであれば、正々堂々と話をしていただければと思いま
す。答弁としては以上のとおりですけれども、この通告書の内容
を見て何点か指摘をしておきます。

まず、隠し撮りと言われましたけれども、公園施設は町有地で
すので、町が所有する敷地へカメラを設置したことを、盗撮とで
も言いたいんでしょうか。ゴミの不法投棄現場へ、監視カメラを
設置することと同様に、あくまでも公園使用の状況調査のため
に、設置したものであります。隠し撮りと表現されるほど、田島

議員からすれば、よほど都合が悪かったんだな思っております。
この調査では住民はおろか、甲浦未来会自体も使用された形跡は
確認できませんでした。

次に、漁協から製氷機の計画などはあがっておりません。それ
から田島議員は、漁協から公園撤去は不要と言われたとしており
ますけれども、その根拠となる漁協側から何か書面でもいただい
ているのでしょうか。

次に、先ほど午前中に福島議員の質問でもお答えしましたけれ
ども、2名の会員が私ども町職員の行動が原因で脱会したとのこ
とですけれども、その2名は会員でなかったと田島議員から回答
をいただいております。

次に、使用料をとると脅してきたとありますけれども、脅しで
はなく、港湾条例の占用料を根拠に、賃料相当損害金として請求
するものであります。請求納付書が届きますので、他の使用者と
同様に、期日までに支払うようしていただきたい。

次に、碑は本町の文化財などに指定されている事実はありません。
また営利目的ではないとのことですが、港湾施設内への公益
上の観点から占用を認めていたものでありますので、そもそも営
利目的のために使用させていたわけではありません。

以上のことを指摘しておきます。以上です。

議長

(西岡 尚宏 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

そういう答弁をいただきました。そういう答弁の中で何点か指

摘させてもらいますが、公園、敷地の借り入れ経緯はですね、先ほど言ったようにそういう経緯で町長から貸していただきました。そしてその契約書はできていません。はっきり言って。それは私はまだ当時そんなこと知りませんでした。本来なら町のほうから作ってこちらに署名押印させるべきものだと思っております。それが無いということは、いいよいいよ使いなさいよ、それからたぶん期間も決めずにこういう文化財的なものであればいつまでも使って結構ですよという了解をいざもう（もらった）と思っております私は。それからですね、こういう営利目的じゃないということはわかってくれると思います。使用料を取らないのは他の人に不公平とこう言われましたその内に。しかし非営利の土地に使用料をとって貸し付けているというような、不公平というのであれば東洋町にどこありますか。町有地を勝手に使われて使用料をとっているところ。うちからとって不公平になるというならそれをちょっと説明してもらいたいと思います。

それから何ヶ月も設置したカメラと朝言われましたが、あれは一番最初に私は妻と2人で清掃に行ったときに妻がを見つけました。お父さんあれ何、と言うもんで見に行ったら電柱にあった草の枝に隠れたカメラが出てきました。もう一つこちらの電柱の方にも上の方に付けてあったもんでそれもすぐわかりません。それは私は隠しカメラ、監視カメラと言いましたがどこがおかしいのでしょうか。それからですね、会員はいないと言った結局私は4人の名前を出せ出せ言うから、3人の名前を出しました。そうしたところ副町長が3人4人で押しかけて、尋問したようですね。聞いてます。そこでそのまますぐその2人からはもうやめる、甲浦未来会の会員はやめますという電話がかかって退会しました。

これ私はね、契約書も会員名簿も作っていません。口頭で入ってくれるか、うんよしわかったという形で今までずっとやってきました。そしてあのとき時点では4人いたんです。だから私は自分以外の3人の名前を言ったんです。だから一つも問題ないと思っております。それから全く公園には甲浦未来会が入っていないと言われました。しかし私は妻と2人で清掃中に監視カメラを見つけています。それ以後、それ以前はわかりません。草刈りやらあるいは除草剤かけたりしておりますので、それがいつからあったかわかりませんが、それ以後でも2回3回4回と私はその生け垣の管理やらそれから草刈りとかいろいろやってますので、今副町長の言った誰も入っていないというのは嘘です。それはここでちり指摘しておきます。それからですね、漁協から頼まれたというのはおかしいということも言われましたね。しかしこれは私じゃあテープは録っているのかということですか。それとも書面でということかちょっと意味がわかりません。3回、4回ですか、組合長とあるいは専務と交えて話をした中に、その前回漁協の方から言っていない。組合の方から言ってきました。ここを退けるからここを使えと。いやいやうちは大きいものはいらんからそこは必要ありませんと言うたけれども、いや撤去するからと言うから、それなら撤去した時点でそこを貸してもらうようにしますとこういう返事をしたようです。それ以上は聞いていません。それからですね、こういうように私が長い間30年もの間無償で無償でと言うたら言い方悪いですね。自腹でこういう管理してきました。そういう公園や碑を退け退けと言うのであればですよ、それであれば私は東洋町にそういう住民さんグループは町のために自腹でやっているそういうグループに対して、撤去せよとかあ

	<p>るいは無償で使用料を出せというようなことを言うのであれば、漁協に貸し付けてるお金も全部請求しなさいよ。徴収しなさいよ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>まあほら議長。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>いやいや、議長やないです。それはちゃんと削除したところでしよう。どさくさに紛れてそういうことは言わないでください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>また、また</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>またもへもないわ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>いや、町のですね、公園清掃や管理にもですね、約 90 万円のお金が出ています。町から。しかし私の方は一切出でないんですよ。同じように頂いておれば言われても仕方ありませんが、全て自分たちでやってるんですから。それと一緒にされては困ります。そういう意味で使用料を出せと言えるのかと、こういう矛盾</p>

議長	<p>こそ不公平であると。不穏不当な要求には反訴もじさず徹底的に最後まで争うつもりです、以上です、答弁があればお聞きしたいと思ひます。</p> <p>(執行部自席より反問しますとの声あり)</p> <p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>長崎副町長。</p>
副町長	<p>(長崎 正仁 副町長)</p> <p>田島議員の自己の都合のよい主張を並べられましたけれども、1点確認をさせていただきたいと思ひます。会員4名のうち2名が我々の行動が原因でやめられたと、先ほどもおっしゃられてましたけれども、その2名本当に会員だったのでしょうか。確認させてください。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>だから私が今言ったでしょ。契約もしていません、名簿も作っていません、口頭で入ってくれるかよしわかった入ります、ということですからそういう形の会員であったわけです。以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>それは口頭で入ってくれ言うて会員ということですね。</p>

副町長

(田島議員自席より発言あり)

訳のわからんことを言わんとそれは会員ということですね。それは反問で聞かれよんのやからきちっとした答え出さんと。

(田島議員自席より発言あり)

おたくの中では会員ですね。

(自席よりそうですとの返答あり)

長崎副町長。

(長崎 正仁 副町長)

お答えありがとうございます。それでは答弁をいたしますけれども、まず会員4名であったと言われておりますけれども、私の手元にあるのは令和2年(ワ)第132号著作権侵害慰謝料請求事件で原告は田島議員、被告は東洋町の原告準備書面。田島議員の作成した原告準備書面6、令和3年3月16日に裁判所の方に提出をされております。その中で田島議員はこのように主張しております。昭和62年の第3回ほたる祭りを最後のイベントとして、田島典子氏を除く全会員が退会した。その後の活動は田島典子と原告を主体に必要時に住民有志に支援を受けながら活動を続けてきたのであると。要するに先ほどの曖昧な2名、会員とおっしゃられましたけれども、その2名は会員ではなくてここでいう住民有志に充たるんじゃないですか。会員は2名だと、昭和62年から約34年間に亘って2名だとここでは司法の場で主張されております。

続いて答弁いたします。明け渡し理由の方はですね、1年半以上も前に通知をしております。田島議員からして正当な理由が無いというのであればそれなりの手段をとればどうかと思います。

	<p>この件はですね、これ以上この議場で取り上げても田島議員からすればなんの前進もないことと思います。以上です。</p> <p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>(田島議員挙手)</p> <p>もう3回やりましたよ。</p> <p>(田島議員自席より発言あり)</p> <p>3回です。もう3回やりました。ただ田島さん、この弁護士から来ちゆう中で田島さんと奥さんと3人ほとんど個人みたいなことじゃないですか。</p> <p>(田島議員よりはいたの返答あり)</p> <p>それはやっぱり自分のことを議会へもってきてやるのは自分あんまり好ましくないないんやなと思いますが、みんな他の議員もあんまり良くないと思います。</p> <p>(田島議員自席より発言あり)</p> <p>次へ移ってください。7番です。JFの貸付金。</p> <p>(田島議員自席より発言あり)</p> <p>7番へ移ってください。</p> <p>(田島議員より6番削除は納得がいきませんとの発言あり)</p> <p>納得いかいで個人情報で法律で書かれてますので。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>いやいや、納得いきませんほれは。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>田島さん、何回も注意してあなた納得いかんや言うてもう削除</p>

7 番議員	<p>してあるものを納得いかん言うて</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>なんで説明しないんですかほんなら。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>説明してるでしょ。田島議員。もう2回注意してあるんですから発言禁止にしますよ。いい加減にきなさい。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>7番に入ります。7番に入ります。</p> <p>7番、JF 貸付金の返還状況についてお聞きします。令和2年度に1万円が返還されました。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>田島議員。これ JF じゃないでしょ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほんまやね、JF ってつまり</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>もったきちっと書いてきてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>漁協ということでこういう書き方しました。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>JF 言うたら高知県漁協ですからこういうこと書いたら困りますよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>支所ですよ支所。JF の支所。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>支所じゃないでしょ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほんなら漁協とします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>あなたそんなこともわからんでこんな質問出してくるんですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>わかりませんでした。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>野根漁協でしょう。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そうです。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>野根漁協は県入ってないから JF じゃないですよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そういう特定の名前出すのが嫌だったんです。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>それやったらもっと書き方があるでしょう。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>だから今漁協ということに</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>自分の得手勝手ばかり言わんとってください。いい加減にしてくださいよもう。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>このくらいのことは大目に見てもらわんといかん。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>なにが公平で。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そればのことは大目に見てもらわないかん</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p>

7 番議員	<p>大目に言うてこんな残る文書でそんな間違いを書いて大目に見いや言うのではないでしょ。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>はい、了解。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>自分勝手な得手勝手なことを言うたらいけません。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>了解。</p> <p>野根漁協へ貸し付けた貸付金の返還状況についてお聞きしたいと思います。令和2年度に1万円が返還され、貸付金の残高は991万円となっております。組合と当事者が話し合うので待ってくれと言われたと聞いておりますが、このままではさらに改修は困難になると考えます。例えばですね、1年1万円やったら1000年かかるんですよ。そういうことを考えて言ってるんですけどもね。今後町長としてどうするのか。既に10年を超した。もう組合だけの責任ではないと思います。徴収できない、現執行部の責任を確認したいがいかがでしょうかという質問でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸 町長)</p>

田島議員にお答えをいたします。この経緯はですね、田島議員も承知のとおり最高裁まで争った経緯もございまして、これまでの交渉過程におきましては、債務を認めるに至っております。それに多大な時間を要したわけでございますけれども、現在ですね、漁協自体の経営状況を考慮いたしまして、償還が困難な状況にあるということは事実でございます。現状に至っているわけでございますけれども、現在と今後の経営状況や更には組織の形態状況なども、漁協自体の存続の可否ということも見極めながら町として適切に判断していきたいというふうに考えております。以上です。

議長

(西岡 尚宏 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

時間ありますか、まだ。時間ありますか。

議長

(西岡 尚宏 議長)

3分3秒、2秒。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

忙しいなあ。そういう答弁ありました。しかしながらですね、前に漁業組合長と議会議長と町長との三者会談の中で今後は漁業から貸し付けたというか支給した方との協議が進むまで決まるまでの間、待つてほしいというこういう確約書、確認書が出ていましたね。そのことについてもう一度町長の考えをお聞きした

<p>議長</p>	<p>いと思います。</p> <p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸 町長)</p> <p>先ほども申し上げましたように、漁協自体の今後の経営状況・組織の状況など今後の存続ということも心配されておりますので、様々な方向性を見極めながら適切に判断して対応していきたいというふうにお答えをしているわけでございます。今後県との協議も必要となってくることも想定しているところでございまして、適切に判断して対処して参ります。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島議員より発言あり)</p> <p>3回目。もう1回いける。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>町長そう言われました。言われましても私が言っているのは要するに町長が貸し付けているんですから、町長に責任があるんじゃないですかと。それはもう少しやっぱり責任を持った協議というかね。もう一つお聞きしておきます。この組合との協議は今やっていますか。どれぐらいやっていますか。その結果報告をいっぺんお聞きしたいがどうでしょうか。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸 町長)</p> <p>当然に毎年、請求書は送らせていただいておりますので、所管課の方で交渉はしているというふうに聞いております。以上です。</p> <p>(田島議員自席より発言あり)</p> <p>当然償還の話は出てくるわけでございまして、経営状況も含めてお聞きをしているところでございます。以上です。</p> <p>(田島議員自席より発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>田島さん、その自席から…</p>
町長	<p>(松延 宏幸 町長)</p> <p>一つ一つのことを議会に報告する義務はございません。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。田島さん、2分ですよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>最後の質問になります。猫の不妊手術の推進についてということで1点お聞きしたいと思います。次第にまた捨て猫が増えております。苦情をたくさん聞いております。現在、県補助を受ければ安芸市の病院まで連れて行かなければいけません。町補助金だ</p>

けを貰って後は自腹で徳島県の病院を利用している人がほとんどだと聞いております。これから野良猫や今後飼い猫から生まれた子供なんかがね、また野良猫に変わるおそれもありますので目的は達せられないと思います。県にお願いして徳島県の病院での手術でも補助を出すようにと要請するか、町が全額負担して住民の自己負担をなくするか、どちらかをお願いしたいがいかがでしょうか。

議長

(西岡 尚宏 議長)

築地住民課長。

住民課長

(築地 仲音 住民課長)

田島議員のご質問にお答えさせていただきます。

高知県メス猫不妊手術推進事業では野良猫1万円、飼い猫5千円の助成となっております。メスの野良猫であれば町の補助金8千円と合わせると1万8千円となり、手術費用の大半を賄えることとなります。県が指定する動物病院で手術を受けることとなりますので議員ご指摘のとおり徳島県の動物病院では対象外となります。東洋町としましても徳島県の動物病院でも対象となるよう以前より県へ要望をしておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

議長

(西岡 尚宏 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

	<p>県への要請は私も何回も言っております。検討する検討するでそのままになっておりますが、町の方には申し入れに対してはどのような返事が来ていますか。お聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長) 築地住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音 住民課長) 田島議員の再問にお答えさせていただきます。 徳島県の医師会の方への協議もありますので中々難しいとはお聞きしております。以上です。 (田島議員議席より発言あり)</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員) うち勘違いしてたんかな。わしは県の高知県の方に…</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長) 田島議員、田島議員。まだ戻りゆうときにあんまり早う出てきても聞けんのでゆっくり出てきてもらわんと。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員) 気をつけます。申し訳ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長) どうぞ。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>非は認めます。</p> <p>私が言ったのは県の方へお願いをして県の方に了解をもらわんと徳島県のほうじゃいかんのじゃないかと思ったんです。</p> <p>県の方にお願いをして徳島県で手術するにしても県の補助金 が使えるように私はそうお願いしてるんです。町のはどうかなど 思ったもんで。今聞つきよったら徳島県の許可が下りにくいと聞 いたもんで、もう一度答弁お願いします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
住民課長	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>田島議員の再問にお答えさせていただきます。私の方も再度確 認をしまして田島議員にお答えさせていただきたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君の質問が終わりました。</p> <p>(質問終了時間：14時00分)</p> <p>以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。</p> <p>これにて本日の会議を閉じます。</p> <p>これで、令和3年第3回東洋町議会定例会を閉会します。</p> <p>どうもお疲れさまでございました。</p> <p>これにて議会放送を終了いたします。</p> <p>(閉会時間：14時00分)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員